

○最低保証年金制度の制定を求める意見書の採択を求め
る陳情

■審査の結果
「賛成少数で不採択すべき
ものと決定」

財源を消費税によらず、無
年金、低年金者に適用する最
低保証年金制度を直ちに、制
定することを求める意見書を
政府に提出することを求める
全日本年金者組合新潟県本
部南魚沼支部からの陳情。

●陳情第6号

○高齢者の生活実態に見合う
年金引き上げを求める意見
書の採択を求める陳情

■審査の結果
「賛成多数で採択すべきも
のと決定」

無年金、低年金者に「生活
支援金」を支給すること。物価
指数が下がっても2011年
度の年金は引き下げないこと。
高齢者の生活実態に見合う年
金の引き上げを行うことを求
める意見書を政府に提出する
ことを求める全日本年金者組
合新潟県本部南魚沼支部から
の陳情。

議会議中以外に行われた
委員会報告

平成22年11月12日

1 全国学力テストの結果と
その対策について

今年度から抽出調査になり、

小学校2校だけが対象となっ
たが、任意で町内全校が参加
した。

小学校では、少しずつ全国平
均に近づいているが上回るこ
とはできなかった。中学校は、今
年の対象者である3年生が小
学校6年の時に全国との開き
があり、中学3年になってもそ
の開きは回復せず、国語、数学
とも大きな差がある。学力向
上については、学校ごとに方針
を決めて対策を立てて取り組
んでいるが、学校だけの努力だ
けでは難しく、家庭の協力も
必要である。県でも9月から
学力テストを実施し、全校が
参加している。小学校6年、中
学校1年、2年も県平均を上
回ることはできず、中学3年
では大きな差がでている科目も
あるという説明があった。

委員からは、教育委員会とし
ての学力向上対策、町を上げ
ての取り組みの必要性、家庭で
の子供達の状況把握指導等に
ついて多くの意見が出された。

2 文化振興の取り組みにつ
いて

・童画美術館建設問題
9月議会で童画の拠点施設
の駅東側への設置は行わず、民
俗資料館「雪国館」をバリアフ
リー化とリニューアルし童画の
拠点施設とする方針が、町長
から示され、10月18日に駅東
側に童画の拠点施設設置を提

言した「童画のまちづくり委
員会」の委員と町長も出席し
懇談会を開催した。童画の拠
点施設設置については、総合的
に考え雪国館をバリアフリー化
と改修を行い、ブースを分けて
展示し、集客効果を高めたいと
いう町の方針を話したが、童画
のまちづくり委員からは駅東
側への拠点施設設置の強い要
望が示されたという説明があっ
た。

委員からは第15回全国童画
展の記念事業と今後の展開、
童画の拠点施設建設等に関す
る意見が出された。

3 町税等の収入状況につ
いて

町税の10月末現在の徴収実
績は、町税全体の現年分で前
年同期比0.3%増である。固定
資産税現年度分は前年同期
比1.1%増、町民税個人、国保
税現年分は実質的には町民税
個人0.7%増、国保税1.9%増と
なる。

平成21年度徴収実績は現
年分で県下30市町村中29位(最
下位妙高市、滞納繰越分では
23位(20位妙高市、30位阿賀町)
であるという説明があった。

4 スキー場関連町有地の貸
付状況について

今年度(平成23年3月31日)
で貸付契約が切れるスキー場
は神立高原スキー場、岩原スキー
場(ライフスタイルサービス、ルー

デンススキー場、苗場浅貝ゲレ
ンダであり、湯沢高原について
も5年契約の1年前ということな
りで協議をはじめることとな
るという説明があった。

委員からは借地契約の継続
中に経営者が変わった場合の
対応等についての質疑がなされ
た。

5 湯沢町名誉町民条例の制
定について

平成22年9月2日のスポー
ツ報知に「遼名誉町民、上村町
長検討明言」という記事がでた。
湯沢町で石川遼選手の名誉町
民を検討しているという報道
から、石川選手の知るところと
なり、町として名誉町民条例
がないと町にとって不名誉なこ
ととなってしまうため、急遽9
月議会に条例を提案した。

何時、この話が再現してくる
かわからない状況にある。

主な質疑

◎：石川遼選手だけを想定し
て制定を急ぐ条例案であり、
特定の人だけを対象とする
条例の制定は問題がある。

幅広く対応できる条例が必
要と思う。そのためには審
査会、基準、顕彰、取り消し
事項等を条例に規定しなけ
ればならないと思うが。

▲：この条例に規則をつけられ
ば良いと思っていた。議会が
議決しなければ条例は制定

できないので、再度委員会
で修正案をつくり対応してほ
しい。

委員会の意見

修正案項目が多くなるので、
再度修正案を検討して11月25
日に総務文教常任委員会を開
催し審査することとする。

平成22年11月25日

議案第57号

○湯沢町名誉町民条例の制定
について

■審査の結果
「賛成全員で修正して可決
すべきものと決定」

平成22年第5回定例会にお
いて付託を受けた当該案件に
ついて、第7回総務文教常任委
員会の審査を経て調査、検討
の結果、委員から委員長宛に、
字句の修正4箇所「称号を
贈る条件」「顕彰」「取り消し」
等の条文を加え、施行日を平
成23年2月1日とする修正案
が提出された。

主な質疑

◎：仮にこの修正案で行くと
するならば、町政運営及び
今までの関連の中で、何らか
の影響が出ることは考えら
れるか。

▲：特に問題は無い。修正案
のほうが一般の人にもわかり
やすいと思う。